

昨年と状況が変わらないはずなのに、税額が昨年度より高くなった方

次のいずれかの要因が考えられます。

①土地の課税標準額が上がった

②新築住宅に対する軽減が終了した

家屋を取り壊したのに、税額が昨年度より高くなった方

土地の上に一定要件を満たす住宅があると、その土地に係る税額が特例により軽減されます。

しかし、住宅を取り壊すことでその特例から外れ、税額が高くなることがあります。

家屋が年々老朽化していくのに評価額が下がらない

家屋の評価額は、再建築価格（評価当初の価格）に経年劣化を減点補正する「経年減点補正率」のほか、「再建築費評点補正率」（建築物価上昇率）などを掛けて求められますが、これらの補正は、3

年に1度の評価替えの年に行われ、今回が評価替えの年となります。

軽自動車税

軽自動車税は、4月1日現在の所有者（使用者）に対して課税されます。

使用していない軽自動車等の廃車手続きをしていない場合は、軽自動車税が課税され続けますので、早急に手続きをお願いします。

また、安平町に新たに転入された方で、車の設置場が前の住所のままの方についても、住所変更の手続きを行うようお願いします。

納税通知書 5月上旬に送付します。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、75歳以上の方（65歳以上で一定の障がいのある方を含む）が加入者となって納めていた

保険料率等については、2

年に一度見直され本年度が見直しの年となります。（11頁別表を参照願います。）

納入通知書 普通徴収の方の納入通知書は、6月上旬に送付します。

年金から特別徴収となる方は、7月中旬に決定通知書を送付します。

なお、申し出により口座振替に切り替えることができますので、ご希望の方は、事前にご連絡ください。

また、国民健康保険税を口座振替で納めていた方も振替は自動継続されないため、改めて手続きが必要になりますのでご注意ください。

減免について

減免とは、納付すべき額の一部または全部を免除するものです。

次の事項に該当すると思われる方は、納税通知書が届いてから納期限の7日前までに申請してください。

軽自動車税の減免

軽自動車の所有者（使用者）

本人やご家族に一定の障がいがあるなどの場合に、減免を受けることができます。

その他の減免

解雇・病気・災害などで以前より著しく所得が減少したなどの場合に、減免を受けることができます。

ただし、生計を一にする方の資力の状況などにより生活に支障がないと認められるときは受けられません。

※減免に該当すると思われる方、何らかの理由で納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

道税事務所からお知らせ
平成30年度自動車税納
税通知書について

自動車税の納期限は5月31日(木)です。

自動車税は、4月1日現在の所有者または使用者に対して課税されます。

納税通知書がお手元に届かない方は、札幌道税事務所自動車税部までご連絡ください。

自動車税を納める場所

総合振興局、振興局、道税事務所窓口、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、インターネット上で、クレジットカードにより納税することもできます。

自動車税スマイル納税キャンペーンを実施します！

詳しくは、納税通知書に同封されているリーフレット等をご確認ください。

問合せ

自動車税の内容について

札幌道税事務所自動車税部
011-746-1190

納税相談について

胆振総合振興局苫小牧道税事務所納税課
0144-35285